

○再移転（所有権・使用権の変更がない、仕向地内での貨物の移転）の事前相談の範囲について（工作機械）

※2012年3月31日以前に取得した需要者等誓約書（LETTER OF ASSURANCE (LOA)）に基づき管理を行っている貨物の再移転

移転先	同一敷地・住所内における建屋間やフロア間の再移転	同一国内における敷地・住所の変更を伴う再移転
原許可に条件なし or 原許可時の条件を履行済み	事前相談不要	事前相談要
原許可時の条件を履行中	事前相談要	事前相談要
2009年11月20日から2012年3月31日までの間に輸出許可を取得した貨物であって、申請時に以下の2点の資料を提出していたもの ①移設検知装置に係る確認書 ②「輸出先の国内における再移転であって所有権・使用権の移転を伴わない再移転の場合に限り、貨物の輸出者又は技術の提供者の事前同意を得る手続を行う対象としない」旨の誓約書	事前相談不要	事前相談不要

LOA を現行の最終用途誓約書（END-USE CERTIFICATE (EUC)）に変更した貨物については、同一国内の再移転であれば事前相談不要。